



豊島区

概要版



高齢者福祉計画・

第9期介護保険事業計画

令和6-8年度（2024-2026年度）



計画の位置づけ ～すべての高齢者が住みやすいまちを目指して～

全体版 P.004

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく住み続けることができるよう、介護サービスの確保のみに留まらず、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築していきます。

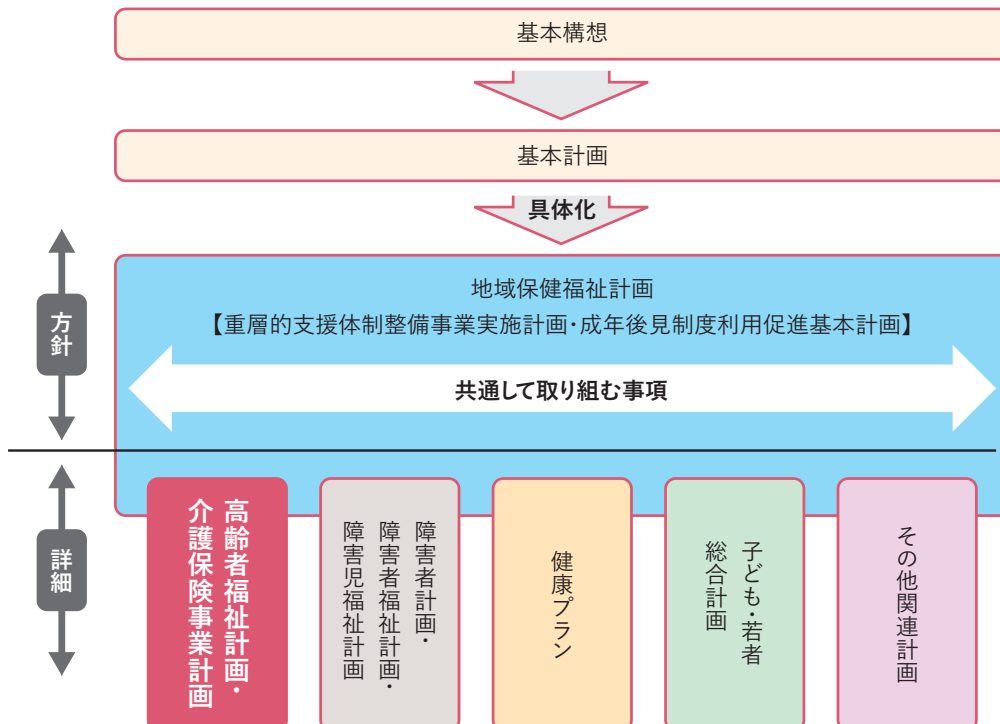
令和6～8年度の施策や介護保険料などとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、中長期的な見通しも示します。

● 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」に基づき、両計画を一体的に策定するものです。

● 豊島区基本計画や豊島区地域保健福祉計画等との関係

本計画は『豊島区基本計画』を具体化した、地域保健福祉施策の総合計画である『豊島区地域保健福祉計画』における、高齢者福祉分野の目標と施策を示すものです。



豊島区が目指す地域包括ケアシステム ～本計画の目標～

高齢化が進展していく中で、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく住み続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

令和22(2040)年を見据えた将来像を設定し、8つの施策により体系を整理しています。

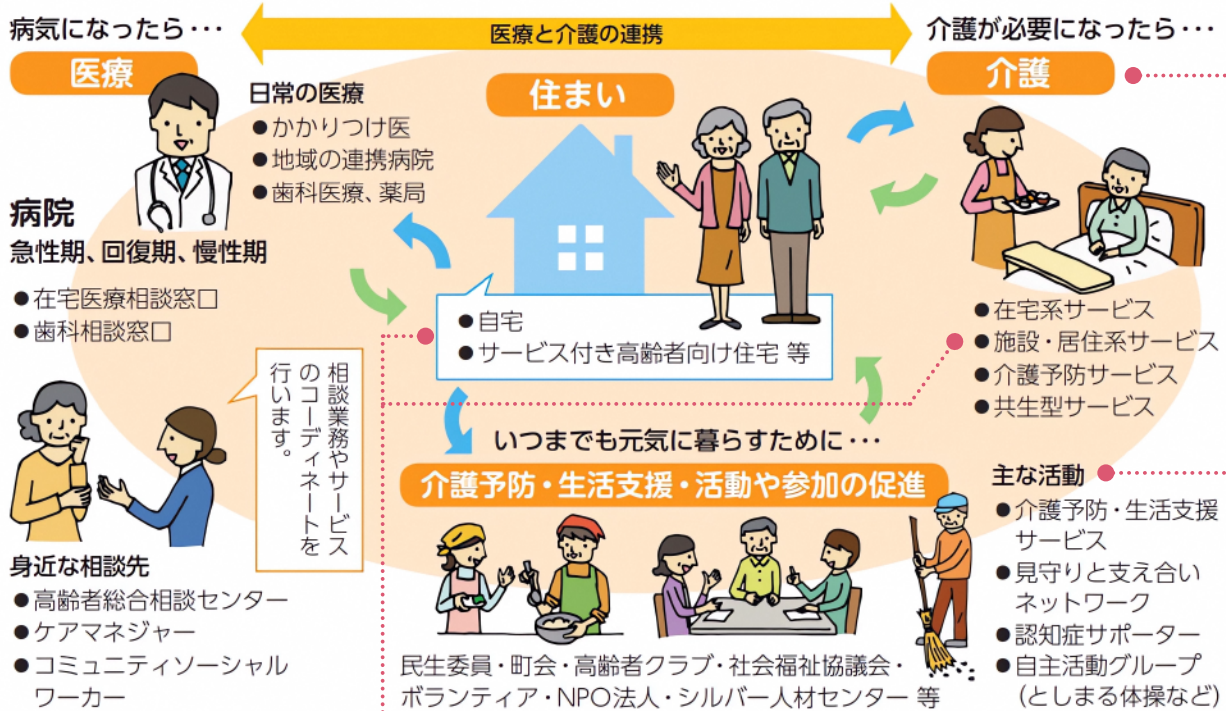
施策間での相互連携や、関係部門や多職種の連携・参画により、施策を横断的に展開していきます。

施策5 在宅医療・介護連携の推進

施策7 介護人材の確保およびサービスの質の向上

施策8 介護給付適正化の取組

豊島区がめざす地域包括ケアシステムの姿



施策3

高齢者総合相談センターの機能強化

施策6

高齢者の住まいの充実（介護サービス基盤の整備）

施策1 介護予防・健康づくりの推進

施策2 生活支援の充実

施策4 自分らしく安心して暮らせる地域づくり

●各施策における取り組みの様子



通いの場でのとしまる体操（施策1）



高田介護予防センターでのフレイルチェック（施策1）



スマートフォン教室（施策2）



高齢者クラブによる近隣同士の見守り（施策2）



高齢者総合相談センターでの相談の様子（施策3）

令和22（2040）年を見据えた将来像

高齢者が主役となって、つながり、支え合い、幸せに住み慣れた地域で暮らせるまち としま

いつまでも健康に暮らしていくために

住み慣れた地域で生活を続けていくために、健康づくりや生きがいがづくり、介護予防等の活動へ積極的に参画する高齢者を支援するとともに、高齢者が活躍する場を増やすことで、支え合いの輪を広げます。

施策1 介護予防・健康づくりの推進 全体版 P.058

施策2 生活支援の充実 全体版 P.064

安全・安心な生活の支援を

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）が核となって、地域との連携により高齢者を支援することで、安全・安心な暮らしと可能な限り自宅での生活を支える、包括的な支援を続けます。

施策3 高齢者総合相談センターの機能強化 全体版 P.070

施策4 自分らしく安心して暮らせる地域づくり 全体版 P.074

施策5 在宅医療・介護連携の推進 全体版 P.080

高齢者がいきいきと過ごせる住まいの支援を

高齢者が孤立することなく、地域とつながりをもって生活できる住環境を整え、高齢者の心身の状況に応じた多様な住まい方を支援します。

施策6 高齢者の住まいの充実（介護サービス基盤の整備） 全体版 P.084

きめ細かな介護サービスの提供を

地域における多様な担い手によるサービスや、介護保険等の公的なサービスを適切に組み合わせ、高齢者の心身を支えるサービスの充実と質の高いサービスの提供を進めます。

施策7 介護人材の確保およびサービスの質の向上 全体版 P.088

施策8 介護給付適正化の取組 全体版 P.092



千登世橋中学校での認知症ジュニアサポーター養成講座（施策4）



在宅医療に関する区民公開講座（施策5）



在宅医療に関する区民公開講座（施策5）



介護に関する入門的研修（施策7）



介護保険施設での食事介助（施策7）

高齢者の状況

● 高齢者人口

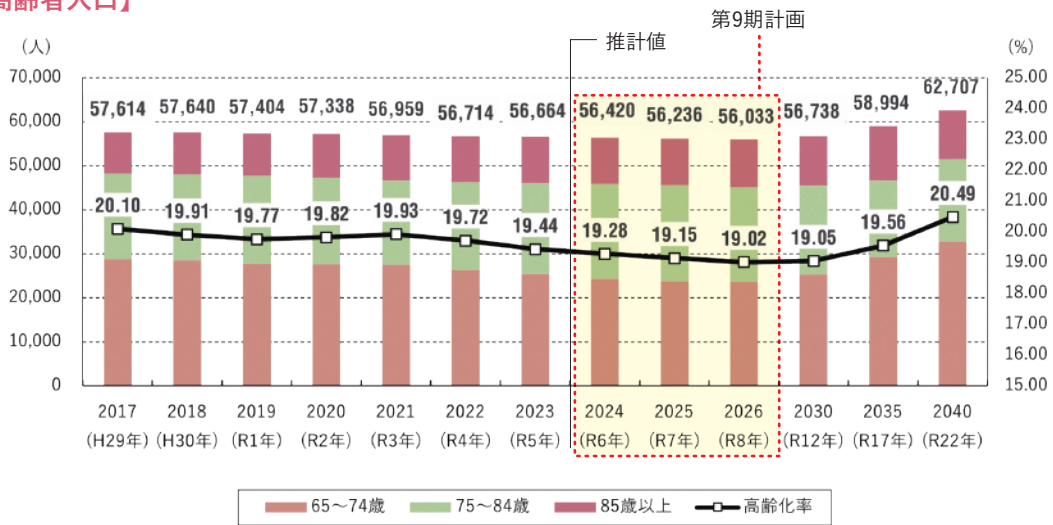
全体版 P.011

本区の高齢者人口は、令和5年10月1日時点で56,664人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は、19.44%となっています。

近年、高齢者人口は微減していますが、その内訳をみると、前期高齢者（65歳から74歳）が減少している一方で、後期高齢者（75歳以上）は増加しており、高齢者人口の構造変化が続いています。

今後は令和8（2026）年頃まで緩やかに減少し、その後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて増加していくと見込んでいます。

【豊島区の高齢者人口】



● 第1号被保険者数と要介護認定者数

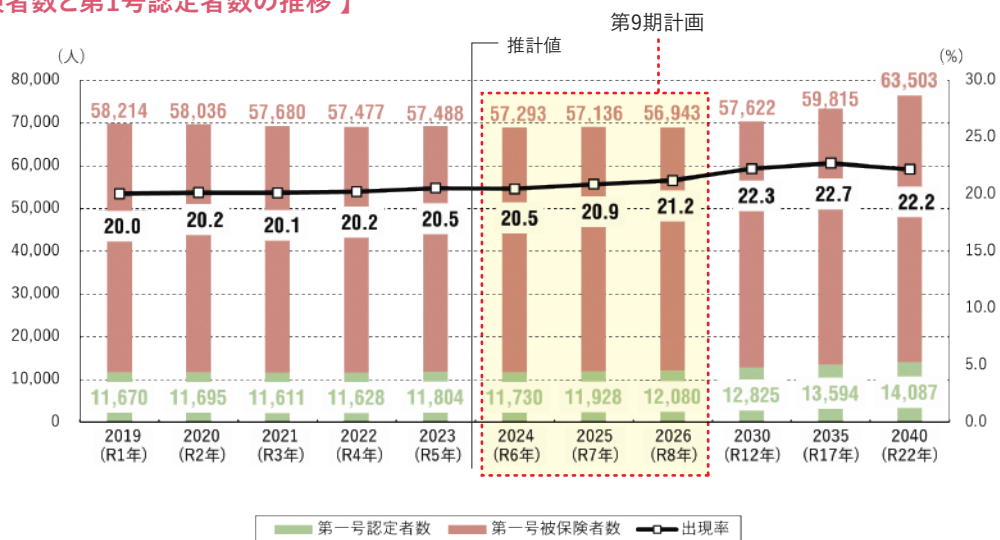
全体版 P.015

本区の第1号被保険者数（※）は、令和5年9月末時点で57,488人となっています。

第1号被保険者数は令和8（2026）年までは微減し、その後は増加していくと見込んでいます。

また、第1号被保険者数に占める要介護認定者数の割合（以下「出現率」）は約21%で、今後は2035年頃まで緩やかに増加していくと見込んでいます。

【第1号被保険者数と第1号認定者数の推移】



※第1号被保険者：介護保険の被保険者のうち65歳以上の方。介護保険制度には住所地特例措置があるため、高齢者人口と第1号被保険者数は一致しない。

● 日常生活圏域

日常生活圏域とは、支援が必要な人に、必要なサービスが届くよう、地理的条件・人口などを考慮して設定する地域区分です。

本区は一人暮らし高齢者の割合が非常に高いなどの特性があるため、よりきめ細かに高齢者を支えるために、第9期計画よりこれまでの4つから8つの圏域に変更します。

日常生活圏域と高齢者総合相談センターの区域を一致させることで、高齢者総合相談センターを中心に、地域包括ケアシステムを推進していきます。

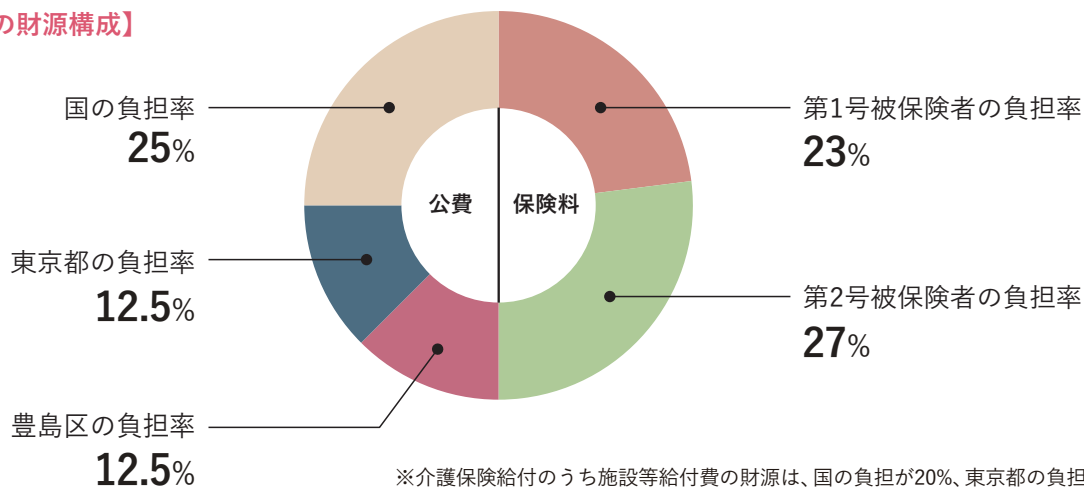


圏域名	高齢者総合相談センター	担当地区
東部第1	菊かおる園高齢者総合相談センター (西巣鴨2-30-19)	巣鴨3～5丁目、西巣鴨1～4丁目、北大塚1・2丁目
東部第2	東部高齢者総合相談センター (南大塚2-36-2)	駒込1～7丁目、巣鴨1・2丁目、南大塚1～3丁目
北部第1	中央高齢者総合相談センター (東池袋1-39-2)	北大塚3丁目、上池袋1～4丁目、東池袋1～5丁目
北部第2	いけよんの郷高齢者総合相談センター (池袋本町1-29-12)	池袋1・2・4丁目、池袋本町1～4丁目
南部第1	ふくろうの杜高齢者総合相談センター (南池袋3-7-8)	南池袋1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、目白1・2丁目
南部第2	豊島区医師会高齢者総合相談センター (西池袋3-22-16)	西池袋1～5丁目、池袋3丁目、目白3～5丁目
西部第1	アトリエ村高齢者総合相談センター (長崎4-23-1)	南長崎1～6丁目、長崎2～6丁目
西部第2	西部高齢者総合相談センター (千早2-39-16)	長崎1丁目、千早1～4丁目、要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目

第9期計画の介護保険料 ～高齢者の介護を社会全体で支え合うために～

介護サービスなどにかかる費用の財源は、第1号被保険者（65歳以上）および第2号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）が負担する介護保険料と、国・都道府県・区市町村の公費により賄われています。

【介護給付費の財源構成】



● 介護給付費などの見込み

第8期計画の実績などを踏まえて、介護サービスなどにかかる費用を、以下の通り見込んでいます。

(千円)

	合計	第9期			2040 (R22)
		2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	
介護給付費	56,289,173	18,498,170	18,812,605	18,978,399	22,418,177
地域支援事業費	3,201,620	1,053,453	1,069,349	1,078,818	1,142,797
合計	59,490,793	19,551,623	19,881,954	20,057,216	23,560,974

介護給付費と地域支援事業費について

介護給付費は、要介護・要支援認定者が利用する介護保険サービスの利用料のうち、利用者の自己負担額を除いた費用です。

介護保険サービスには、自宅を訪問してもらう訪問介護や訪問看護、施設に通ってサービスを受ける通所介護や通所リハビリテーションなどの「居宅サービス」、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設に入所してサービスを受ける「施設サービス」、認知症高齢者グループホームなどの区が指定を行う「地域密着型サービス」があります。

居宅・施設・地域密着型を合わせて、区内には約300の介護サービス事業所があります。

地域支援事業費は、地域支援事業の実施にかかる費用です。

要介護・要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、各事業を実施しています。

● 介護保険料の算定方法

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、以下の手順で算出しています。

① 第1号被保険者数の推計

将来人口の推計を基に、第1号被保険者数を推計します。

② 要介護認定者数の推計

将来人口の推計や第8期計画期間の認定者数を基に、第1号被保険者の要介護認定者数を推計します。

③ 介護サービス等の見込み量の算出

要介護認定者数の推計や第8期計画の実績などを基に、介護サービスや地域支援事業にかかる総見込み額を推計します。

④ 介護保険料基準額の算出

介護サービスなどにかかる総見込み額の23%分が、第1号被保険者の保険料で負担する額となります。

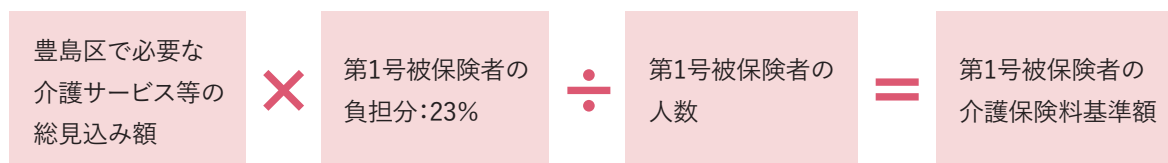
その負担額を、第1号被保険者数で割った額が、介護保険料基準額となります。

なお、算出においては、基金の取り崩しなどにより、保険料の負担軽減を図ります。

⑤ 第9期介護保険料の設定

被保険者の負担能力に応じた保険料とするため、各所得段階の保険料を設定します。

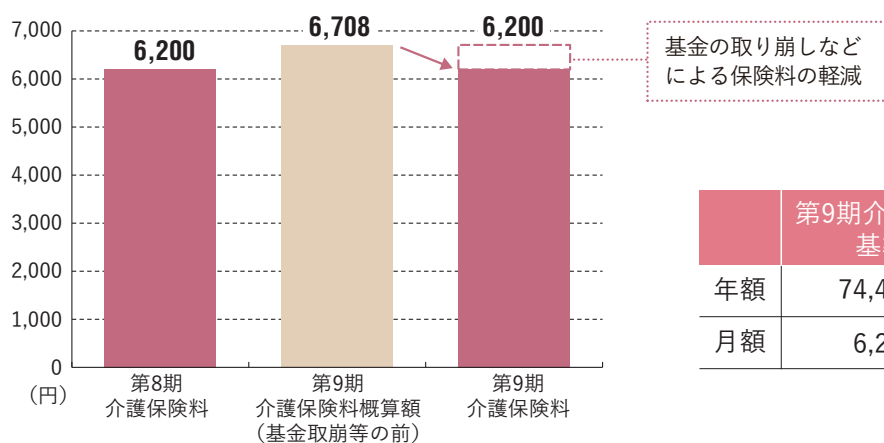
本人や世帯の課税状況や所得に応じて、介護保険料基準額に保険料率をかけたものが保険料となります。



● 第9期計画の介護保険料

介護サービスにかかる給付費などを基に算出した保険料の概算額に、基金の取り崩しなどによる保険料の軽減を図り、第9期計画の保険料基準額を算出しています。

第1号被保険者の保険料基準額は、年額74,400円（月額6,200円）で、第8期計画と同額です。



	第9期介護保険料基準額	第8期介護保険料基準額	増減
年額	74,400円	74,400円	0円
月額	6,200円	6,200円	0円

第1号被保険者の介護保険料表

全体版 P.116

本人や世帯の課税状況や所得に応じて、介護保険料基準額（前ページ）に保険料率をかけたものが保険料となります。

所得段階	対象者		料率	年額 (月額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者 ●世帯全員が住民税非課税で本人の課税対象年金収入額（※1）と合計所得金額の合計が80万円以下 		0.285 (※2)	21,204円 (1,767円)
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.435 (※2)	32,364円 (2,697円)
第3段階		本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.685 (※2)	50,964円 (4,247円)
第4段階	本人が住民税非課税、 世帯に住民税課税者あり	本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.8	59,520円 (4,960円)
第5段階 (基準額)		本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.0	74,400円 (6,200円)
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	1.1	81,840円 (6,820円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.2	89,280円 (7,440円)
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	111,600円 (9,300円)
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	126,480円 (10,540円)
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	141,360円 (11,780円)
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.2	163,680円 (13,640円)
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	171,120円 (14,260円)
第13段階		合計所得金額が720万円以上900万円未満	2.8	208,320円 (17,360円)
第14段階		合計所得金額が900万円以上1,200万円未満	3.2	238,080円 (19,840円)
第15段階		合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	3.4	252,960円 (21,080円)
第16段階		合計所得金額が1,500万円以上	3.6	267,840円 (22,320円)

※1 課税対象年金収入額：老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、共済年金等の年間収入額

※2 第1段階から第3段階の保険料は、公費負担による保険料の軽減を行った料率で算定した額